

日本神経学会学術大会時の演題の倫理面について

A. 日本神経学会学術大会時の演題の倫理面について

日本神経学会学術大会で発表される演題は、研究の内容により、厚生労働省等による医学研究（臨床研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究、ヒト幹細胞を用いる臨床研究、遺伝子治療臨床研究など）に関する倫理指針*及び所属施設が定めた倫理規定（動物実験等を含む）を遵守すると共に、あらかじめ所属施設等において倫理審査委員会等による審査・承認を得ていることが必要です。

研究の内容が倫理審査等を要するかどうかは各種倫理指針や所属施設の規定によりますが、たとえば、ヒトを対象とした介入研究（患者を対象に薬剤等を用いて新しい治療法等を試す臨床研究など）、ヒト遺伝子解析研究、ヒト幹細胞を用いる研究などでは、倫理審査等を受け承認を得ていることが必要です。所属施設に倫理審査委員会等が設置されていない場合は、地域の医師会や大学等の大規模施設の倫理審査委員会等で審査を受けることも可能です。

学術大会への演題提出にあたっては、倫理審査等を必要とする研究の場合、当該委員会の承認を得て研究が行われたことを申告していただきます。倫理審査等を必要とする研究で、審査・承認を得ていない場合は、学術大会に演題を提出することができませんので、研究の計画にあたって十分ご留意をお願いいたします。

* 参考：医学研究に関する倫理指針一覧（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoku/i-kenkyu/index.html>